

【第3号議案】

当館では今まで様々な形で資料等を収集してきたが、その方針を明文化したものは美術部門以外なかったことから、今後、より一層、県民に対して、説明責任を果たすためにも、当館の他の分野における資料収集方針を明文化するものとして次のとおり案をお諮りします。最終的には館長決裁にて決定しますが、その前に協議会委員の皆様の賛否をお知らせください。

鳥取県立博物館の博物館資料収集方針（案）

令和 年 月 日 鳥取県立博物館館長決裁

自然、歴史・民俗及び美術の各分野を取り扱う総合博物館である鳥取県立博物館が収集する資料は、博物館法に則って、その設置目的を実現するために必要なすべての資料とする。

一方で、昭和47年度に設置された本館は、収蔵庫や展示室の狭隘化が深刻な問題となり、平成28年度末には美術分野を独立する方針が決定されるものの、収蔵資料を適切な広さや環境で保管して将来に引き継ぐことは今後も継続する課題である。

よって、博物館資料（当館が所有し収蔵資料管理システムに登録する資料）として資料を採集（拾得等）、購入、製作又は寄贈受入れするときは、当該資料が収集に値するかどうか慎重に判断する必要があるため、次の収集方針を定める。

1 基本方針

- (1) 鳥取県の自然、歴史・民俗及び美術（以下「3分野」という。）に関する資料の全てを収集の対象とする。
- (2) 3分野に関して、常時展示又はテーマを設定して展示するために必要な資料は、計画的かつ重点的に収集する。
- (3) 鳥取県に関する資料と比較して展示等を行うことで、鳥取県に関する資料を補完し、又は両資料の関連を紹介でき、もって鳥取県の特徴等の理解が高まる資料はできる限り収集する。

2 分野別方針

(1) 自然分野

- ア 鳥取県内に存するもの又は存したもの（鳥取県沿岸の漂着動物等を含む）。
- イ 既存の博物館資料等と比較考量して、調査研究又は展示、教育普及活動に供するために必要なもの。
- ウ 購入及び寄贈等に際しては、必要に応じて鳥取県立博物館協議会自然部会専門委員の意見を聞くことができる。

(2) 歴史・民俗分野

- ア 鳥取県民が所有するもの又は鳥取県内で出土したもの。
- イ 鳥取県にゆかりのあるもので歴史上又は学術上の価値が高いもの。

- ウ 既存の博物館資料等と比較考量して調査研究又は展示、教育普及活動に供するために必要なもの。
- エ 購入及び寄贈等に際しては、必要に応じて鳥取県立博物館協議会人文部会専門委員の意見を聞くことができる。

(3) 美術分野

ア 美術作品の収集は「鳥取県にゆかりのある作家や、その作家とつながりのある作家の作品」を基本として次の基準を満たし、かつ鳥取県美術資料収集評価委員会の承認を得られたものとし、現存、物故を問わない。

(具体的な収集基準)

- (ア) 鳥取県に関係した近世以前の美術作品
- (イ) 鳥取県にゆかりのある近代作家の美術作品
- (ウ) 鳥取県にゆかりのある現代作家の美術作品
- (エ) 鳥取県の自然や風物などを題材にした美術作品
- (オ) 郷土作家とつながりをもつ国内外の作家の優れた美術作品

イ なお今後は、策定された「鳥取県立美術館整備基本計画」を踏まえて、より広範囲の優れた美術作品等を収集するものとする。

鳥取県立博物館 自然及び歴史・民俗資料の収集基準（案）

令和 年 月 日 鳥取県立博物館館長決裁

自然

- 1 鳥取県及び周辺地域の動物・植物・岩石・鉱物・化石資料
- 2 鳥取県の自然史の特徴を示すために必要な対比をするための各地の資料
- 3 鳥取県の自然史の理解を助ける世界各地の関連分類群の資料
- 4 当館と関連して研究を進めてきた、或いは鳥取県を中心に行開された学術活動の成果物
- 5 その他自然科学上重要な資料で、寄贈者が当館での取り扱いを希望するもの

歴史・民俗

・考 古

- 1 鳥取県を中心とする地域の考古資料(特に散逸のおそれのあるもの等)
- 2 出土地域に関わらず、以下の諸点において、当県との関連が深いと認められる資料
 - (1) 資料自体が当地域の生産品であると認められる資料
 - (2) 資料自体が当地域の文化的影響がうかがえる資料又は、当地域の文化に影響を与えたと認められる資料
- 3 考古学的に重要と認められる資料

・歴 史

- 1 鳥取県に関する近世以前の文書・近現代文書等
- 2 鳥取県に関する歴史資料
- 3 鳥取県に関する記録・図書、及び当県に関する人物などの文書・記録
- 4 鳥取県に所在した歴史的価値が高い資料
- 5 地域性にこだわらず、古文書学上、基準的様式を具備する各時代の基本的文書
- 6 地域性にこだわらず、書誌学上、重要な典籍類の収集(代表的な出版物・写本など)
- 7 著名なコレクションで散逸のおそれがある資料
- 8 鳥取県の災害関係資料

・民 俗

- 1 鳥取県の民俗芸能用具並びに儀礼・信仰関係用具
- 2 民俗事象を表す写真・映像・音源などの資料
- 3 地域的な特色を示す衣・食・住に関する資料
- 4 機械化されていない諸職用具の収集(製品見本、製作工程見本の制作依頼を含む)
- 5 農具・養蚕具・製紙用具・漁具については館蔵品の補完的収集
- 6 鳥取県で製作され、使用された機器等